

兩組合の代表から、労働立法促進委員会の所属團體も組合會議に参加し、第一労働組合會議の結成に努力するから、労働立法促進委員会の態度を決定するまで組合會議の結成を延期して貰ひたいとの希望があつたので、同日夜開かれたる組合會議準備會の特別委員會に於て、日本海員組合並に海員協會に労働立法促進委員會所屬團體に對する参加勧誘を一任し、促進委員會側の態度決定の上組合會議準備會の對策を進めることに決した。

(2) 日本海員組合主催の懇談會の經過

而して日本海員組合は、労働立法促進委員會の態度決定のために組合會議準備會方面と労働立法促進委員會方面の意思の疎通を計るための有志の懇談會を四月八日及び五月七日の兩夜神戸に於て開催した、右懇談會に案内を受けた團體の有志は、組合準備會方面では總聯合、全國労働、東京ガス工、東電従業員、日本労働總聯盟(再純向上會)の五團體(東京ガス工及び東電従業員は不参加)と労働立法促進委員會所屬の團體であつた。

而して右第二回の懇談會に於て懇談會の結果、第一組合會議を即時結成することは諸種の事情困難であるから、組合會議の前提として労働俱樂部を設置すること、俱樂部の規約草案は海員組合の米窪氏に一任、之を缺出席委員に送附し、次回の懇談會に於て右規約及び加盟範圍等は各自意見を持ち寄つて決定することとなつた。而して五月十二日に米窪氏私案

が發表せられたのであるが、其の規約草案の構成範圍中に『第二インターナショナルの指導精神云々』、『社會民主主義を指導精神とするもの云々』、『國際労働總會の目的、機關、事業等に對し本質的に反對せざるもの』等の諸條件があつたので之等に對しては、全國労働側からは強い反對意見を米窪氏宛に申し送つた。而して右米窪氏私案に對し各方面からの反對意見があつたとのことにて其の結果、五月二十二日更に米窪氏より右修正意見として、構成範圍を『共產主義政無府主義ファシズムに反對する指導精神の下に合法運動をなす團體』位に訂正してはとの通知があつた。

(3) 俱樂部に對する全國労働並に組合會議準備會の態度

右労働俱樂部案に對し、全國労働は六月一日の中央委員會に於て協議の結果

(1) 労働俱樂部に参加すべし

(2) 労働組合戦線の全的統一促進の立場より指導精神に關せず、日常の共通問題に當るものならばその結成に反對せず、構成範圍は組合會議準備會に於て決定せる條件非合法團體と政府否定の團體を除くこと

(3) 尙本問題は全國組合會議第二回準備會(六月三日開催)に於て正式の態度を決定するものとし準備會と一致の態度を以て進むことと決定した。

而して六月三日東京芝園會館に於て開かれたる組合會議第二回準備會に於ては、労働俱樂部に對する態度は、ガス工東電、横濱市役、東京市役等より労働俱樂部反對の意見があり、又労働俱樂部の成立如何にか、わらず準備會を組合會議に結成せよとの意見もあつたが、懇談の結果——労働俱樂部に對しては、準備會として具體的の案を以て臨み、第三回懇談會出席者は準備會の代表として行くこと——に決し、具體案に各組合一名の特別委員を擧げ決定することとなり、六月十二日夜開かれたる該特別委員會に於ては左記の如き決定を見るに至つた。

労働俱樂部案骨子

1、名稱及位置は懇談會の決定に一任

口、構成範圍

2、單獨縦斷組合及び産業別組合は五〇名以上、聯合體は一〇〇名以上を加盟資格とすること。

ハ、目的——親睦和を期する外に定期に發生する問題、固定化せる問題に對する共通的態度の決定、構成團體のなす爭議に對する態度を決定す

ニ、機關——代表委員會、常任代表委員會、代表委員は組合員數に應じて一名乃至三名、常任代表委員は互選

ホ、會計——單獨組合三圓、聯合體六圓

其の他の細目は懇談會に一任

而して本案は第三回懇談會に出席する委員の組合の機關に附つた上、其の組合の意見として臨むこと。又組合會議準備會を將來如何にするかと云ふことは、労働俱樂部の決定を見た上決定すること。以上

(4) 労働立法促進委員會例の態度

一方労働立法促進委員會側の態度は、昨年暮以來、労働總同盟を中心に労働立法促進委員會を労働組合會議に改組すべしとの主張が行はれ、右組合會議に中間派團體の總聯合の如きは参加を勧誘するも差支へなしとの主張も行はれたものと事であるが、之に對し日本海員組合側は、促進委員會を組合會議に改組は無意義なりとし、組合會議の結成に當つては大衆黨の支持團體をも加へ第一組合會議を結成すべしと主張し、此の二者を中心とする意見の對立が漸次激烈となるに至つた。

例へば労働總同盟の三月號の機關誌に齋藤健一氏の署名を以て、『第一組合會議の必要なし』の論説を掲げ、又總同盟の準機關誌日本民衆新聞紙上にも同じく第一組合會議の反對を表明し、中間派團體の攻撃と罵倒をなし日本に二個の組合會議の結成を見るも差支へなしとの主張をなした、之に對し日本海員組合は其の主唱の下に第一組合會議結成の意圖の下に前記二回の懇談會を開催し、殊に五月七日の商船同志會との合同成つて海上の戦線統一を完了せる全國大會席上に於て陸上労働團體との戦線の統一——第一組合會議の結成案を可